

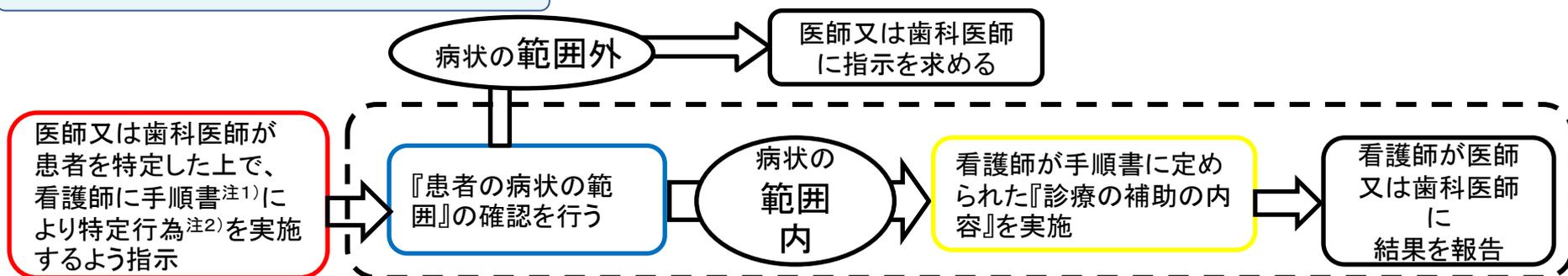
特定行為に係る看護師の 研修制度について

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

制度創設の必要性

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助(例えば、脱水時の点滴(脱水の程度の判断と輸液による補正)など)を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的である。

特定行為に係る研修の対象となる場合



注1) 手順書: 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書であって、看護師に診療の補助を行わせる『患者の病状の範囲』及び『診療の補助の内容』その他の事項が定められているもの。

注2) 特定行為: 診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるもの。

➤ 現行と同様、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで看護師が特定行為を行うことに制限は生じない。

➤ 本制度を導入した場合でも、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が直接対応するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は医師又は歯科医師が行うことに変わりはない。

指定研修修了者の把握方法

研修修了者の把握については、厚生労働省が指定研修機関から研修修了者名簿の提出を受ける(省令で規定することを想定)。

制度の施行日

平成27年10月1日

制度の施行に向けたスケジュール

平成26年12月24日

- ◆ 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会
「特定行為及び特定行為研修の基準などに関する意見」取りまとめ

平成27年1月

- ◆ 行政手続法に基づくパブリックコメントの実施(1月17日(土)～2月15日(日))

平成27年2月

- ◆ 第7回 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会
(省令(案)に関する諮問)
- ◆ 省令の公布

平成27年4月～

- ◆ 指定研修機関の申請受付開始
- ◆ 指定研修機関の指定に係る審議

平成27年10月1日

- ◆ 特定行為に係る看護師の研修制度の施行

特定行為及び特定行為研修の基準等に関する意見【概要】

平成26年12月24日

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会

- 平成26年9月に医道審議会保健師助産師看護師分科会の下に設置された看護師特定行為・研修部会において、厚生労働省令で定めることとされる特定行為及び特定行為研修の基準や内容、手順書の記載事項等について審議を行い、平成26年12月に以下のとおり意見を取りまとめた。

特定行為及び特定行為区分

- 特定行為及び特定行為区分は、別添に掲げる38行為、21区分とする。

特定行為研修

- 特定行為研修は、講義、演習及び実習で構成されるものとする。
- 特定行為研修は、指定研修機関で行う。(指定研修機関以外で一部を実施可能。)
- 講義及び演習については、通信による方法(eラーニング等)により行うことができる。
- 受講者が、既に履修した学習内容については、教育内容の履修の一部を免除することができる。また、既に特定行為の実施に係る知識及び技能を有している看護師については、当該行為区分別科目の履修の一部を免除することができる。

<共通科目>

- 看護師が手順書により特定行為を実施するために共通して必要な知識・技能を修得するために必要な科目

臨床病態生理学(45時間)、臨床推論(45時間)、
フィジカルアセスメント(45時間)、臨床薬理学(45時間)、
疾病・臨床病態概論(60時間)、医療安全学(30時間)、
特定行為実践(45時間)

(共通科目の教育時間合計315時間)

<区分別科目>

- 看護師が手順書により特定行為を実施するために特定行為区分ごとに必要な知識・技能を修得するために必要な科目

区分に含まれる行為に共通して学ぶべき事項

行為毎に学ぶべき事項

(1区分15～72時間)

<科目の修得の評価>

- 講義、実習等の受講を確認の上、当該科目ごとに試験等を実施。

<研修の修了の評価>

- 特定行為研修管理委員会※(仮称)を設置し、評価を行う。
※研修実施を統括管理する機関をいい、委員は外部評価者を含む。

指定研修機関の基準

- ① 特定行為研修の専任の責任者を配置
 - ② 適当な指導者による研修実施
 - ③ 講義・演習に適当な施設・設備が利用可能
 - ④ 実習に適当な施設が利用可能
 - ⑤ 実習の際、利用者や患者に対して適切な説明を実施
 - ⑥ 特定行為研修管理委員会(仮称)を設置
- 等

手順書の記載事項

- 手順書には、「患者の病状の範囲」及び「診療の補助の内容」のほか、「手順書の対象となる患者」、「特定行為を実施するに際しての確認事項」、「医療の安全を確保するために必要な時の医師又は歯科医師との連絡体制」、「行為実施後の医師又は歯科医師への報告方法」を記載。

特定行為及び特定行為区分

(別添)

特定行為区分	特定行為区分に含まれる行為
呼吸器関連(気道確保に係る行為)	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節
呼吸器関連(人工呼吸療法に係る行為)	人工呼吸器モードの設定条件の変更
	人工呼吸管理下の鎮静管理
	人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施
	NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モード設定条件の変更
呼吸器関連(長期呼吸療法に係る行為)	気管カニューレの交換
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺による採血
	橈骨動脈ラインの確保
循環器関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理
	「一時的ペースメーカーリード」の抜去
	PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の操作・管理
	大動脈内バルーンポンピング離脱のための補助頻度の調整
透析管理関連	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーン抜去
	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーン抜去
術後疼痛管理関連	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整
創部ドレーン管理関連	創部ドレーン抜去
創傷管理関連	褥瘡・慢性創傷における血流のない壊死組織の除去
	創傷の陰圧閉鎖療法の実施

特定行為区分	特定行為区分に含まれる行為
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	病態に応じたインスリン投与量の調整
栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正
	持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整
栄養に係るカテーテル管理関連(中心静脈カテーテル関連)	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理関連(PICC関連)	PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入
精神・神経症状に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与
	臨時薬剤(抗精神病薬)の投与
	臨時薬剤(抗不安薬)の投与
感染に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(感染徴候時の薬剤)の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施
ろう孔管理関連	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換